

医療機能分化・連携基盤整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画及び奈良県地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携の推進を図るため、平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金要綱（平成28年7月7日厚生労働省発医政0707第1号厚生労働事務次官通知別紙）に基づき造成された基金を財源として予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 既存の急性期病床等から、診療報酬における地域包括ケア病棟入院料の施設基準（以下「地域包括ケア病棟入院料施設基準」という。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準（以下「回復期リハビリテーション病棟入院料施設基準」という。）を満たす病床に転換するために改築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認通知書（以下「建築確認通知書」という。）が必要なものをいう。）又は改修（建築確認書の必要がないものをいう。）を行う事業（以下「病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業」という。）。
- (2) 奈良県地域医療構想の達成に向けた一般病床又は療養病床の削減に伴い実施する次の事業（以下「病床機能転換促進事業」という。）
 - ア 奈良県地域医療構想における在宅医療、介護、健康、福祉の施策を推進する新たな取組を行うために必要な施設設備整備（申請直前の病床機能報告において、最大使用病床として報告している病床を10床以上削減するものに限る。）
 - イ 建物（病棟・病室等）や医療機器の処分に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）（許可病床を10床以上削減するものに限る）
 - ウ 早期退職制度の活用により上積された退職金の割増（申請直前の病床機能報告において、最大使用病床として報告している病床を10床以上削減するものに限る。）

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、以下の者とする。

- (1) 病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業 県内病院の開設者
- (2) 病床機能転換促進事業 県内病院の開設者又は有床診療所の開設者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助率は、次のとおりとする。

1 補助事業	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業	地域包括ケア病棟入院料施設基準若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料施設基準を満たすための施設（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）の整備（改築・改修）に要する一般病床又は療養病床の工事費、工事請負費、設計監理費（施設整備費）若しくは備品購入費（設備整備費）（施設の整備を伴うものに限る。）	ア（改築）1床当たり 4,640千円×転換の対象となる病床数 イ（改修）1床当たり 600千円×転換の対象となる病床数	2分の1
病床機能転換促進事業	病床削減を伴う病床機能転換のための既存施設及び新たな施設（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴	ア（改築・除却）1床当たり 4,640千円×削減病床数	2分の1

<p>室、廊下、便所等)の整備(改築・改修・除却)に要する工事費、工事請負費、設計監理費(施設整備費)若しくは備品購入費(設備整備費)(施設の整備を伴うものに限る。)</p>	<p>イ(改修)1床当たり 600千円×削減病床数</p>	
<p>病床削減に伴い不要となる建物(病棟、病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損、固定資産廃棄損(解体費用、処分費用を含む(上欄に該当する費用を除く。))、固定資産売却損)</p> <p>注1 奈良県地域医療構想公示日までに取得(契約)した建物及び医療機器に限り対象とする。</p> <p>注2 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失のみを対象とする(「有姿除却」は対象としない。)</p> <p>注3 建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失についても、対象とする。</p> <p>注4 「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。)は、関係事業者でも対象とする。</p> <p>※関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係がある者をいう。</p> <p>注5 固定資産の処分前に、事業の計画を奈良県に提出すること。</p>	<p>100,000千円</p>	<p>定額</p>

	病床削減を伴う機能転換や事業縮小により退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員1人当たり 6,000千円	定額
--	--	-------------------------------	----

表の第2欄に定める対象経費の実支出額又は損失額から寄附金その他の収入額を控除した額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ただし、補助対象事業が2年度以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて交付するものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、医療機能分化・連携基盤整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙（1））
- (2) 経費所要額調書（別紙（2））
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分変更（当該事業費の額の30%以内の増減を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ その他重要な変更として知事が別に定める場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産については、知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、知事が定める期間については、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）の例による。
- (4) 知事の承認を受けて、補助対象事業により取得した財産を処分することによって収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助対象事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助金の交付の決定を受けた者は、この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県その他の公共団体等からの負担金又は補助金を受給してはならない。
- (9) 病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業については、第13条の規定による事業実績の報告時まで、地域包括ケア病棟入院料施設基準又は回復期リハビリテーション病棟入院料施設基準を満たす病床として近畿厚生局に届出を行うこと。
- (10) 知事の承認を受けないで、病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業により整備した地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料施設基準を満たす病床をそれ以外の病床の用に供してはならない。
- (11) 病床機能転換促進事業については、病床の削減に関し、第13条の規定による事業実績の報告時まで、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項に規定する知事の許可を受けること。

(12) 在宅医療施策の推進に積極的に協力すること。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、第5条に規定する申請書等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、前条各号に定める条件の他に必要な条件を付けるものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 補助金の交付を受けようとする者が、前条に規定する交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（第6号様式）を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、事業計画について変更の承認を受けようとするときは、医療機能分化・連携基盤整備事業補助金事業計画変更承認申請書（第2号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 建物の規模、構造又は用途の変更が生じない変更

(2) 補助対象経費の変更が30%以内の変更

(3) その他知事が軽微な変更と認めるもの

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、医療機能分化・連携基盤整備事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、医療機能分化・連携基盤整備事業補助金事業実績報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書（別紙（1））

(2) 経費所要額精算書（別紙（2））

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第14条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受理した場合において、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに医療機能分化・連携基盤整備事業補助金交付請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けた場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（支社、支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税の申告を行っている場

合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条各号に掲げる条件又は第 7 条第 2 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第 10 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 11 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第 6 条第 9 号に規定する届出が受理されなかったとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 7 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 12 月 7 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

(病床機能分化・連携促進基盤整備事業補助金交付要綱の廃止)

病床機能分化・連携促進基盤整備事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。